

# 第2次とよかわ文化芸術創造プラン (案)

令和〇年〇月

豊川市



## 目 次

|                                |    |
|--------------------------------|----|
| 第1章 プラン策定にあたって.....            | 1  |
| 1. 策定の目的 .....                 | 1  |
| 2. 「文化芸術」の範囲.....              | 2  |
| 3. 位置づけ .....                  | 3  |
| 4. 計画期間 .....                  | 3  |
| 第2章 文化芸術を取り巻く現状と課題.....        | 4  |
| 1. 社会動向（国、県、市）.....            | 4  |
| 2. 10年間の取り組みの到達点.....          | 9  |
| 3. 意識調査結果（市民・団体）.....          | 11 |
| 4. 文化芸術における課題.....             | 14 |
| 第3章 文化芸術創造の方向性.....            | 16 |
| 1. 基本理念 .....                  | 16 |
| 2. 将来像 .....                   | 16 |
| 3. 基本方針 .....                  | 17 |
| 第4章 取り組み .....                 | 20 |
| 1. そだてる .....                  | 20 |
| 2. ささえる .....                  | 22 |
| 3. つなぐ .....                   | 24 |
| 4. つくりだす .....                 | 26 |
| 5. すずめる .....                  | 27 |
| 第5章 資料編 .....                  | 32 |
| 1. とよかわ文化芸術創造プラン策定委員会設置要綱..... | 32 |
| 2. とよかわ文化芸術創造プラン策定委員会委員名簿..... | 34 |
| 3. 用語解説 .....                  | 35 |

# 第1章 プラン策定にあたって

## 1. 策定の目的

豊川市は宝飯郡4町との合併を経て、平成22年に人口18万人の新豊川市となりました。新しいまちの一体感の醸成が喫緊の課題であり、各地域における自由な文化芸術活動を尊重しつつ、それぞれの町で独自に行っていた文化政策を見直し、新豊川市としての新たな政策の体系を策定する必要があることから、平成24年3月に「とよかわ文化芸術創造プラン」を策定しました。

計画期間である10年が経過し、この間、「文化芸術基本法」の改正（平成29年）や「愛知県文化芸術振興条例」の制定（平成30年）、「あいち文化芸術振興計画2022」の策定（平成30年）など、文化芸術を取り巻く社会動向は大きく変化しています。

平成27年には国連サミットで持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）が採択されましたが、文化芸術分野においてもSDGsに対してどのように貢献するかが求められています。

また、本市におけるファシリティマネジメント\*を検討する中で、八幡地区に新たな文化会館を建設する方針が公表されました。市内の各文化施設の特徴や重複する機能等については、新文化会館へ集約することが検討され、既存の文化会館及びその他文化施設については、大規模改修・改築・設備更新は実施せず、施設の機能を損なわない最小限の範囲で修繕等を実施する他、機能集約後の各文化施設については、余剰スペース活用として他用途の施設との複合化や、用途転用等を検討することとしています（「豊川市公共施設適正配置計画」、令和2年6月改訂）。

何より、この10年間に社会情勢が大きく変化したことで、経済格差や所得格差、教育格差等の社会的な格差が拡大しています。多様性が謳われる一方で、市民それぞれの置かれた社会経済状況によって、文化芸術を十分に体験できない市民もでてきており、さらに令和元年末から世界中で新型コロナウイルス感染症が広まったことにより、この格差が広がっています。また、文化芸術公演等は延期・中止やオンラインでの対応を迫られ、アーティストや文化芸術団体の活動も限定されるなどの多大な影響を受けています。

文化芸術は市民生活に豊かさと安らぎを与え、生きる意欲や希望を創り出す力があります。また、文化芸術の持つ創造性を活用することで、まちの活力につなげることも可能です。社会的・経済的な格差に関わらず、本市の市民が文化芸術を等しく享受することで、豊かな市民生活を送ることができるようにするため、これからの豊川市の文化芸術の方向性と具体的な取り組みを定めた「第2次とよかわ文化芸術創造プラン」を策定します。

### 文化芸術がもたらすもの

#### ひとにもたらすもの

- ・楽しさ、感動、安らぎなどにより、生きる喜びや目標を作り出し、人生を豊かにする
- ・異なる意見を受け入れ、他者を理解し、人と人が関わる力を創り出す
- ・子どもたちの夢を育て、文化芸術を活かした職業への幅広い選択肢を提供する

#### 地域にもたらすもの

- ・知的産業とその周辺への波及効果によって、地域経済を活性化させる
- ・地域のブランド力を高め、観光や産業誘致などにおける都市の競争力を高める
- ・若者をひきつけ、人口増加を促す
- ・芸術文化への理解により景観などへの意識が深まる
- ・市民の活動が活発になる

(\*）この用語については、35ページ以降の用語解説をご覧ください。

## 2. 「文化芸術」の範囲

文化の語が表す範囲は広く、それらをすべて示すことは簡単ではありませんが、国の「文化芸術基本法」や県の「あいち文化芸術振興計画 2022」を踏まえ、本市の現状を考え合わせたうえで、本プランで扱う文化芸術の範囲は、文学・音楽・美術・写真・演劇・舞踊などの芸術、映画・漫画・アニメーション・コンピュータなどのメディア芸術、雅楽・能楽・歌舞伎などの伝統芸能、講談・落語・浪曲・漫談・漫才・歌唱などの芸能、茶道・華道・書道などの生活文化、囲碁・将棋などの国民娯楽、出版物、文化財等に加え、祭りや伝承などの豊川市の地域文化を含めたものとします。

豊川市の文化芸術の範囲

|          |   |
|----------|---|
| 芸術       | 文学, 音楽, 美術, 写真, 演劇, 舞踊その他の芸術 (メディア芸術を除く。) |
| メディア芸術   | 映画, 漫画, アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術   |
| 伝統芸能     | 雅楽, 能楽, 歌舞伎その他の伝統的な芸能                     |
| 芸能       | 講談, 落語, 浪曲, 漫談, 漫才, 歌唱その他の芸能 (伝統芸能を除く。)   |
| 生活文化     | 茶道, 華道, 書道その他の生活に係る文化                     |
| 国民娯楽     | 囲碁, 将棋その他の国民的娯楽                           |
| 出版物等     | 出版物及びレコード等                                |
| 文化財等     | 有形及び無形の文化財並びにその保存技術                       |
| 豊川市の地域文化 | 祭りや伝承などの地域文化                              |

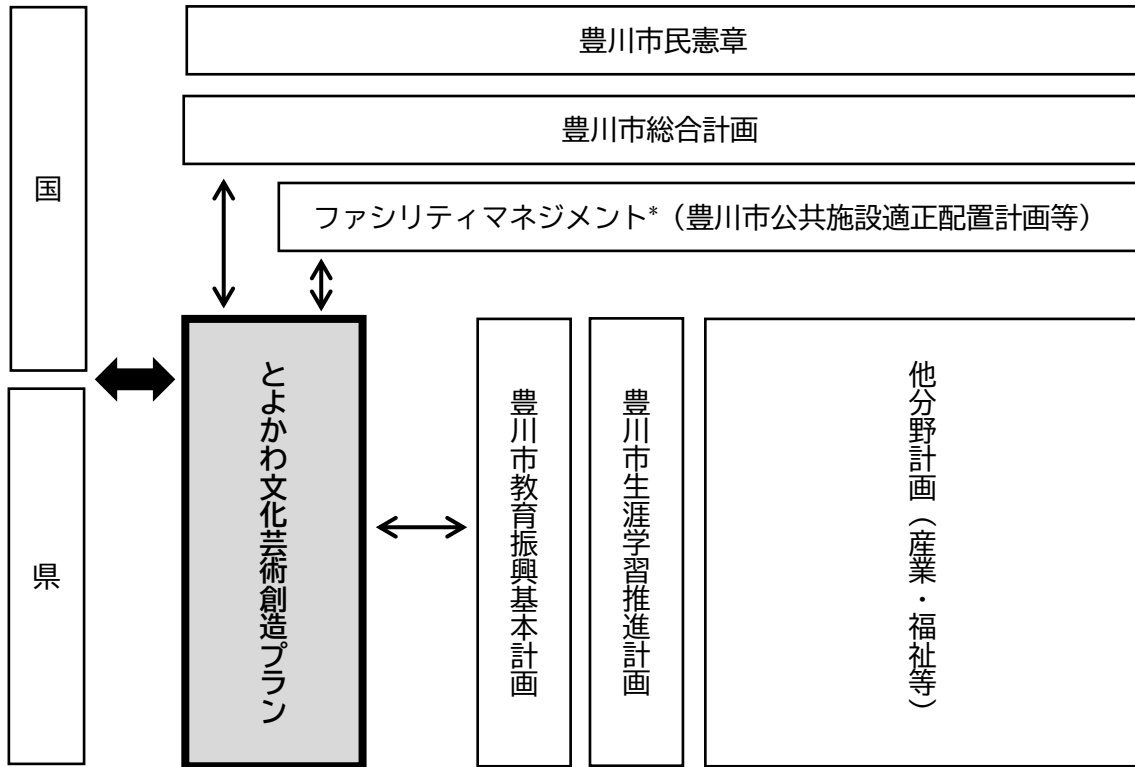
(参考) 「文化芸術基本法」に示された文化芸術の範囲

|        |   |
|--------|---|
| 芸術     | 文学, 音楽, 美術, 写真, 演劇, 舞踊その他の芸術 (メディア芸術を除く。)     |
| メディア芸術 | 映画, 漫画, アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術       |
| 伝統芸能   | 雅楽, 能楽, 文楽, 歌舞伎, 組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能           |
| 芸能     | 講談, 落語, 浪曲, 漫談, 漫才, 歌唱その他の芸能 (伝統芸能を除く。)       |
| 生活文化   | 茶道, 華道, 書道, 食文化その他の生活に係る文化                    |
| 国民娯楽   | 囲碁, 将棋その他の国民的娯楽                               |
| 出版物等   | 出版物及びレコード等                                    |
| 文化財等   | 有形及び無形の文化財並びにその保存技術                           |
| 民俗的な芸能 | 各地域における文化芸術の公演, 展示, 芸術祭等への支援, 地域固有の伝統芸能及び民俗芸能 |

### 3. 位置づけ

本市には現在、第6次豊川市総合計画があり、市に置ける最上位の計画となっています。本プランはその文化振興の部分を受け持つ“文化芸術のマスタープラン”と位置づけます。また、豊川市民憲章を尊重した計画とします。

なお本市では、豊川市公共施設適正配置計画等のファシリティマネジメント\*を進めており、文化施設においてはこの方針に従います。



### 4. 計画期間

本プランの計画期間は、令和4年度（2022年度）～令和13年度（2031年度）の10年間とします。そして概ね5年の経過をめぐり、必要に応じて見直しを行います。

(\*）この用語については、35 ページ以降の用語解説をご覧ください。

## 第2章 文化芸術を取り巻く現状と課題

### 1. 社会動向（国、県、市）

#### （1）社会動向

##### ①持続可能な開発目標（SDGs）

平成 27 年 9 月の国連持続可能な開発サミットにおいて、令和 12 年までの開発目標として、「包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市及び人間居住を実現する」等の包括的な 17 の目標、「持続可能な開発目標」（SDGs：Sustainable Development Goals）が採択されました。さらに細分化された 169 のターゲットが設定され、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むこととされました。

本プランの文化芸術施策においても、「持続可能な開発目標」の実現に向け文化芸術が果たすべき役割を認識し、さらなる事業展開を図る必要があります。

SDGs の 17 のゴール

|   |                      |   |                      |
|---|----------------------|---|----------------------|
|    | 1 貧困をなくそう            |    | 10 人や国の不平等をなくそう      |
|   | 2 飢饉をゼロに             |   | 11 住み続けられるまちづくりを     |
|  | 3 すべての人に健康と福祉を       |  | 12 つくる責任つかう責任        |
|  | 4 質の高い教育をみんなに        |  | 13 気候変動に具体的な対策を      |
|  | 5 ジェンダー平等を実現しよう      |  | 14 海の豊かさを守ろう         |
|  | 6 安全な水とトイレを世界中に      |  | 15 陸の豊かさを守ろう         |
|  | 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに |  | 16 平和と公正をすべての人に      |
|  | 8 働きがいも経済成長も         |  | 17 パートナーシップで目標を達成しよう |
|  | 9 産業と技術革新の基盤をつくろう    |   |                      |

基本方針と取り組みに、関連する SDGs アイコンを標しています。

## ②新型コロナウイルス感染症の影響

令和元年末より、新型コロナウイルス感染症が全世界に拡大し、日本では令和2年4月、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく1回目の緊急事態宣言が発出されました。これにより、文化芸術公演等、あらゆるイベントが中止に追い込まれ、多くのアーティストや文化芸術団体、イベントに関わる技術スタッフ等が活動の場を失いました。そして、緊急事態宣言の解除後も、マスクの着用や、密集・密接・密閉の「3密」の回避といった新しい生活様式が求められ、各事業別に感染拡大防止ガイドラインが作成されており、入場者数が制限される等、多大な影響を受けています。

そのような中でも、デジタル技術を活用した動画配信や作品の表現手法など、ウィズコロナに向けた新しい取り組みが広がってきており、人々が社会とのつながりを保つための有効なツールとして認識されるようになりました。

文化芸術には、困難に直面した人々の心を癒すとともに、勇気づけ明日への希望につなげる力があります。本市においても、地域のつながりを深め、持続的な発展を目指すために、多くの市民が文化芸術に触れることができる機会を確保しなければなりません。オンライン配信等のデジタル技術の活用は、作品の新しい表現手法のひとつとして、また、これまで文化施設に行くことが難しかった方や、遠く離れた国の人々へ作品を届ける手段となる可能性も持っています。市民や地域にとって文化芸術は必要不可欠なものであることを踏まえ、デジタル技術の積極的な活用も検討しながら、施策の充実を図らなければなりません。

### (2) 国の動向

#### ①文化芸術基本法の改正及び文化芸術推進基本計画（第1期）の策定

国では平成27年に「第4次基本方針」が閣議決定され、この中であらゆる人々が全国様々な場で創作活動への参加、鑑賞体験ができる機会を提供していくことが謳われました。また、文化芸術や町並み等を地域資源として戦略的に活用し、地方創生の起爆剤として活用していくことも記載されました。

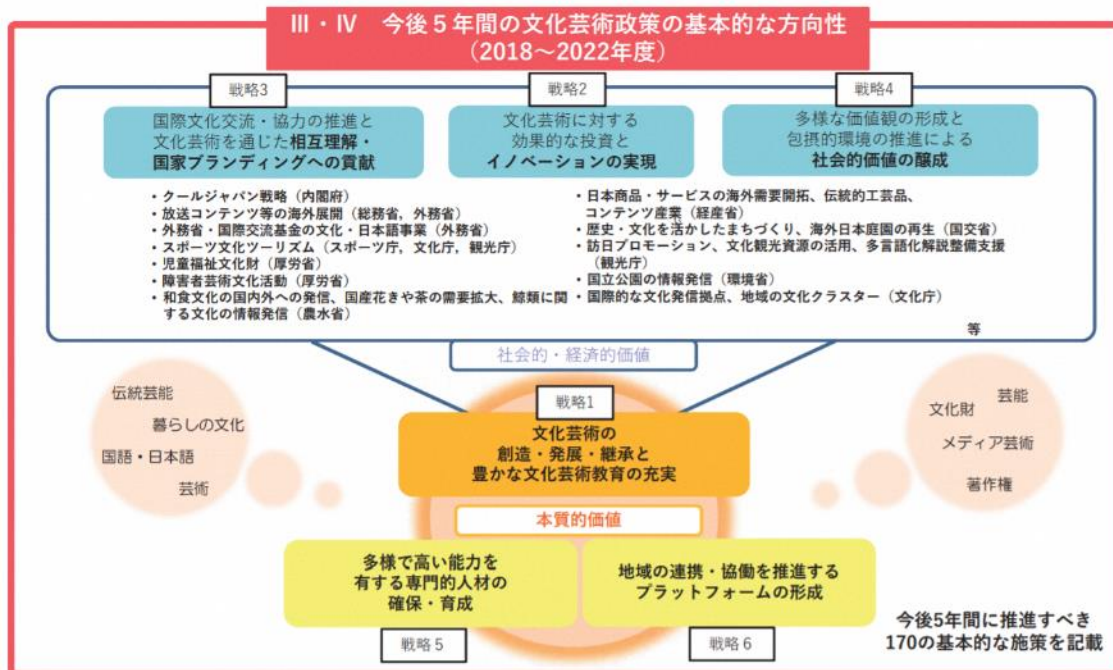
このような流れを受けて、平成29年に「文化芸術基本法」が改正され、国民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず、等しく、文化芸術を鑑賞・参加・創造することができる環境整備を求めるとともに、児童生徒等に対する文化芸術に関する教育が重視されています。

「文化芸術基本法」の改正に則り、平成30年には「文化芸術推進基本計画」が策定されました。この中では、施策の推進にあたり、文化芸術固有の意義と価値を尊重しつつ、社会的・経済的価値も含めた多様な価値を、その他の関連分野における施策と有機的に連携させ、文化芸術立国の実現を目指すことが明記されました。

さらに、各地方公共団体においても、地方文化芸術推進基本計画の策定に努める等、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた文化芸術に関する施策について、より積極的に推進していくことが期待されています。



## 今後5年間の文化芸術政策の基本的な方向性



出典：文化芸術推進基本計画（第1期）（平成30年3月）

### ②その他の関連法・計画等

平成24年には「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」が施行され、劇場、音楽堂等は地域の文化拠点であるだけでなく、豊かな生活を実現するための場、地域の発展を支える「新しい広場」、国際社会の発展に寄与する「世界への窓」となることが期待されています。

また平成30年には、文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を目的とする「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行されました。

同じく平成30年には、「国際文化交流の祭典の実施の推進に関する法律」が施行され、世界の文化芸術の発展への貢献や活力ある地域社会の実現につなげるため、世界の関心を集める国際文化交流の祭典の実施を推進することが謳われています。

さらに令和2年には、文化の振興を観光の振興と地域の活性化につなげ、これによる経済効果が文化の振興に再投資される好循環を創出することを目的として、「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」が施行されました。

### ③地域文化倶楽部（仮称）の創設に向けた検討

平成31年の中央教育審議会の答申において、部活動は「学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務」と整理され、「学校や地域住民と意識共有を図りつつ、地域で部活動に代わり得る質の高い活動の機会を確保できる十分な体制を整える取り組みを進め、環境を整えた上で、将来的には、部活動を学校単位から地域単位の取り組みにし、学校以外が担うことも積極的に進めるべきである。」ことが示されています。このため文化庁では、令和2年度に地域で部活動に代わり得る質の高い活動の機会を確保できるよう文化部活動の地域移行に係る事例の収集・調査研究を行い、課題や仕組み、手法について取りまとめ、国の支援の在り方について検討しました。

### (3) 県の動向

#### ①愛知県文化芸術振興条例

愛知県では、文化芸術振興を推進する姿勢を明確に示すため、平成30年に「愛知県文化芸術振興条例」が制定されました。条例では、愛知県の文化芸術のこれまでの歩みと、山車からくり等の技術が「愛知のモノづくり文化」の源流にあることも踏まえ、文化芸術の持つ幅広い可能性に着目して、県民が心の豊かさを実感し、地域の魅力を向上させるため、文化芸術の振興に取り組む強い決意を表明しています。

#### ②あいち文化芸術振興計画 2022

「愛知県文化芸術振興条例」に基づき、文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成30年に「あいち文化芸術振興計画 2022」を策定しました。計画では、3つの基本目標を達成するための取り組みを進め、めざすべき姿「文化芸術の力で心豊かな県民生活と活力ある愛知を実現」することを明記しています。

#### あいち文化芸術振興計画 2022 の概要

##### 【めざすべき姿】

文化芸術の力で心豊かな県民生活と活力ある愛知を実現

##### 【3つの基本目標】

- 基本目標1 世界・未来へ“愛知発”の創造・発信
- 基本目標2 県民が等しく文化芸術に親しむことができる環境の整備
- 基本目標3 愛知の文化芸術のポテンシャルを活かした地域力の向上

##### 【9つの基本課題】

- (1) 世界に創造・発信する愛知からの文化芸術
- (2) 愛知芸術文化センター等を拠点とした芸術創造の展開
- (3) 文化芸術を担う人材の育成
- (4) 県民の鑑賞機会の充実
- (5) 子どもの文化芸術活動の充実
- (6) 高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実
- (7) 愛知の文化資源等を活かした地域力の向上
- (8) 伝統芸能や文化財等の継承と発展
- (9) 様々な分野や主体との連携・協働の推進

○基本課題に対する取組として、37の主な施策を掲げています。

(国際芸術祭「あいちトリエンナーレ」の開催、新進芸術家の活動発表・交流の場づくり、アウトリーチ活動等による普及啓発、鑑賞機会の拡大、モノづくり文化を活かした地域力の向上、様々な分野との連携(観光、福祉、教育、産業等)など)

○計画の実効性を高めるため、16の数値目標を設定しています。

(「あいちトリエンナーレ」来場者アンケートにおける満足度、県芸術劇場主催のファミリー向け公演における新規来場者率、愛知に誇ることのできる文化資源があると考えられる人の割合など)

## (4) 市の動向

### ①第6次豊川市総合計画

平成28年に策定された「第6次豊川市総合計画」では、政策4「教育・文化」の中で、文化芸術の振興に関する将来目標として「文化芸術が身近にあふれ、市民が生き生きと心豊かに暮らしているまち」を掲げており、次代を担う子どもたちからお年寄りまで、市民一人ひとりが自発的、積極的に人間性を磨くことのできる環境の整備と活動機会の提供を明記しています。

#### 第6次豊川市総合計画 「政策4：教育・文化」の内容

##### 【将来目標】

文化芸術が身近にあふれ、市民が生き生きと心豊かに暮らしているまち

##### 【将来目標を実現する主な手段】

- |                  |  |
|------------------|--|
| ①文化活動団体等への支援     | ・文化活動への支援  |
| ②文化芸術鑑賞事業の実施     | ・文化ホール公演事業の実施<br>・展覧会の実施   |
| ③文化芸術普及事業の実施     | ・ロビーコンサートの実施<br>・体験型事業の実施  |
| ④文化芸術のセンター機能の充実  | ・SNS*を活用した情報の発信<br>・アウトリーチ*事業の実施   |
| ⑤文化財の保護、保存と活用    | ・文化ボランティア、文化コーディネーター等の<br>人材育成   |
| ⑥文化施設の適切な維持管理、整備 | ・三河国分寺跡の整備<br>・御油のマツ並木の保護、景観整備<br>・大橋屋(旧旅籠鯉屋)の保存、活用<br>・史跡公園の活用<br>・歴史文化遺産のブランド力向上 |
|                  | ・文化施設の適正な管理運営<br>・新文化会館の整備<br>・桜ヶ丘ミュージアム茶室「心々庵」のリニューアル                             |

### ②ファシリティマネジメント\*

各公共施設等の調査に基づき、平成27～29年に「豊川市公共施設適正配置計画」、「豊川市公共施設等総合管理計画」、「豊川市公共施設中長期保全計画」、「豊川市立地適正化計画」が策定されました。

ファシリティマネジメント\*に関する基本的な考え方としては、

- 1) 長寿命化によるライフサイクルコストの縮減
- 2) 統廃合・複合化の推進による保有施設総量の適正化
- 3) 公共施設等の総合管理体制の確立と財源の確保

以上3点を挙げています。また、目指すべき都市の骨格構造としては、公共施設や商業などが集積した拠点と交通軸（道路軸、公共交通軸）を配置しています。

### ③関連計画

平成29年に策定された「第2期豊川市教育振興基本計画」では、施策として「文化遺産の継承と新たな文化の創造」について明記しており、伝統芸能の振興や学校における体験活動の充実などで連携が必要です。

また、平成28年に策定された「第3次豊川市生涯学習推進計画」では、伝統文化や文化芸術の発表の場の提供や、地域資源を活かしたまちづくりなどで連携が必要です。

(\*）この用語については、35ページ以降の用語解説をご覧ください。

## 2. 10年間の取り組みの到達点

### (1) そだてる

学校へのアウトリーチ\*、桜ヶ丘ミュージアムでのワークショップ\*、学芸員による出前講座や、各文化会館、桜ヶ丘ミュージアムでのロビーコンサートの実施に取り組み、文化芸術に親しむ人の育成に取り組んできました。

また、こども向けの公演の実施（0歳からの本格クラシックなど）、桜ヶ丘ミュージアムにおいて学校連携メニューの実施（6年生の歴史学習をお助けします！）、企画展における団体観覧の受け入れ、ミュージアムワークショップ\*やバイビーシアターの実施に取り組み、子どもの時から文化芸術に親しむことのできる環境を整備してきました。

一方、アーティストとのフランチャイズ契約\*や公共施設の空きスペース等を活用したアーティスト活動拠点化等、アーティストとの関わりを深める取り組みについては、実施に至っていません。



### (2) ささえる

ホール・ミュージアムを支え、主体的に文化に関わる市民の育成に向けて、合同研修会の実施、文化サポーターやミュージアムボランティアの仕組みの構築、とよかわ舞台公演実行委員会による公演の企画運営、ミュージアムボランティア主催のワークショップ\*の開催、とよかわボラなび（若者ボランティア体験講座）の参加等、多数の取り組みを実施してきました。

文化活動団体やアーティストの支援については、東三河演劇祭の参加団体への稽古場所の提供や、文化のまちづくり委員会助成事業の実施、若い翼コンサートなどの実施などに取り組んできました。

文化施設については、接遇に関するセミナー等への参加や会館利用時間の前後の1時間延長に取り組むとともに、必要に応じて施設の改修や修繕等を実施してきました。



(\*）この用語については、35 ページ以降の用語解説をご覧ください。

### (3) つなぐ

一宮、御津生涯学習センターでの公演実施や、特別支援学校での弦楽アウトリーチ\*の実施等、分野間、施設間の取り組みを実施してきました。

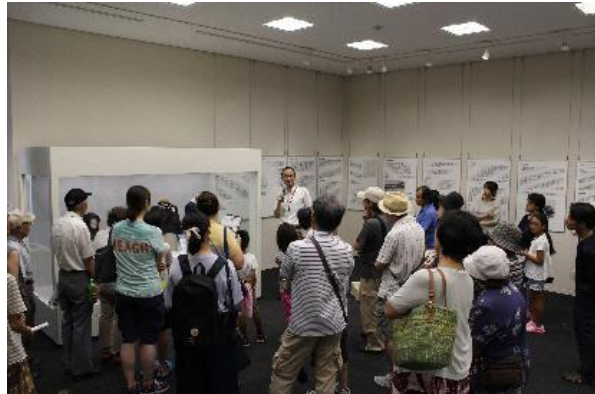
情報発信については、SNS\*の活用などに取り組んできましたが、効果的な運用については検討する必要があります。

また、災害に関する展示実施のための情報収集等を実施したものの、文化芸術を伝えつなぐ仕組みの構築については検討する必要があります。



### (4) つくりだす

歴史的建造物等での文化事業として、大橋屋で公演を実施しました。また、豊川海軍工廠等を題材とした演劇公演の実施、桜ヶ丘ミュージアムにおける歴史展覧会では毎回地域資源を発掘し地域の個性を発信しています。



### (5) すずめる

効率化や財政基盤の確保については取り組みを進めることができました。一方、人材の確保と協力体制については、アートマネジメントができる人材の育成や文化芸術でまちのイメージアップを図るための、組織の横断的な活用を実施することができませんでした。また、総合的な文化政策を展開、推進を担うシステムの構築についても実現に至っていません。

(\* ) この用語については、35 ページ以降の用語解説をご覧ください。

### 3. 意識調査結果（市民・団体）

#### （1）市民意識調査（令和2年度）

「とよかわ文化芸術創造プラン」の次期計画の策定に向けて、市民の文化活動についての実態や文化政策に対する意向を把握し、今後の文化政策の基礎資料とするため、市民意識調査を実施しました。

|      |  |
|------|--|
| 対象   | 豊川市内在住の16歳以上の市民から無作為に選んだ2,000人   |
| 方法   | 郵送による配布・回収   |
| 期間   | 令和2年12月3日に配布し、12月18日を返信期限として回収   |
| 回収状況 | 有効回収数943票、有効回収率47.2%   |
| 調査項目 | ○芸術文化鑑賞や文化活動について<br>○子どもの文化芸術との関わりについて<br>○回答者の属性<br>○豊川市の文化施設について<br>○豊川市の文化芸術について<br>○自由意見 |

#### ①芸術文化鑑賞や文化活動について

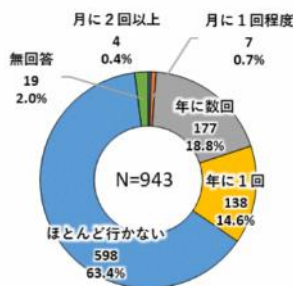
前回調査（平成22年度）と比較すると、鑑賞については音楽系・演劇系・美術系のいずれにおいても、「ほとんど行かない」が増加しています。鑑賞分野は、「映画・映像」「絵画」「ポピュラー音楽・ロック」が多くなっています。

芸術文化鑑賞で利用する場所については、豊川市内の施設が約36%と多く、続いて「名古屋市内」が約14%となっています。本市の内訳では、「豊川市文化会館」「桜ヶ丘ミュージアム」がそれぞれ約13%と多くなっています。

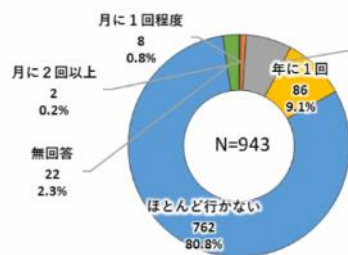
なお、第14回豊川市市民意識調査（令和3年度実施）<sup>1</sup>によると、文化・芸術的な活動（音楽、絵画、演劇、ダンスなどの鑑賞及び活動）をしている人の割合は、15.0%となっており、令和元年度（12.2%）より増加しています。

#### 問1 文化芸術鑑賞の頻度

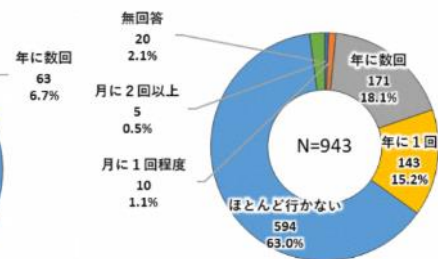
①音楽系



②演劇系



③美術系



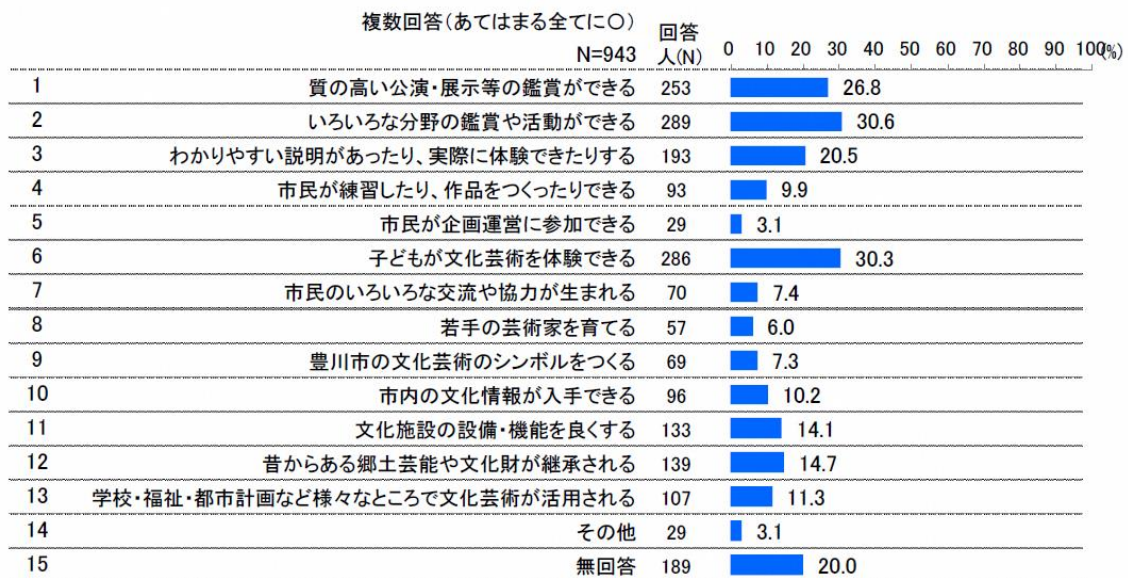
<sup>1</sup> 対象：豊川市に在住する18歳以上の男女から無作為に抽出した5,000人  
 期間：令和3年5月1日から15日  
 回収状況：回収数2,754件、回収率55.1%

## ②豊川市の文化芸術について

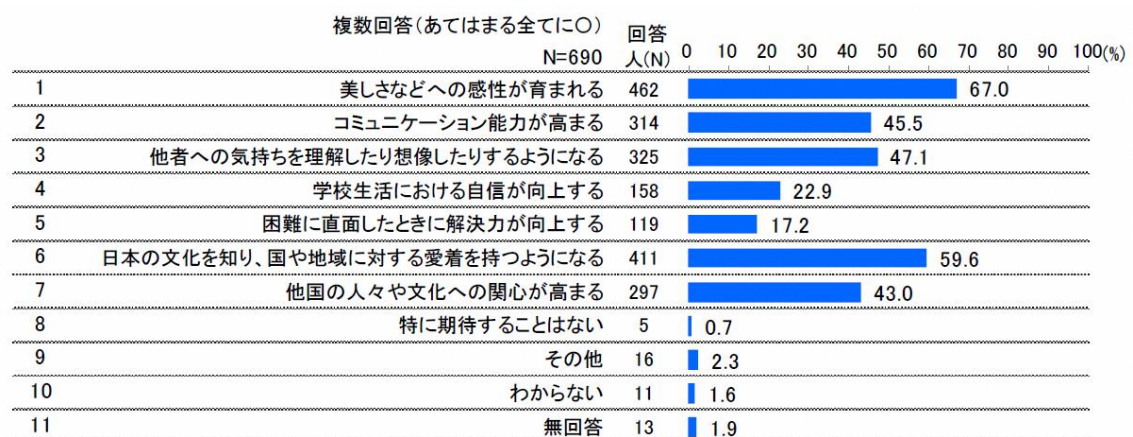
本市が力を入れるべき環境づくりについては、「いろいろな分野の鑑賞や活動ができる」と「子どもが文化芸術を体験できる」が約 30%、「質の高い公演・展示等の鑑賞ができる」が約 27%と多くなっています。一方で、「市民が企画運営に参加できる」「若手芸術家を育てる」「市民のいろいろな交流や協力が生まれる」などは8%以下と少なくなっています。

子どもの文化芸術の体験については、「必要である」が約 73%と多くなっており、子どもの文化芸術の体験として重要なこととしては、「学校における公演などの鑑賞体験を充実させる」が多くなっています。また、子どもの文化芸術の体験に期待する効果としては、「美しさなどへの感性が育まれる」が約 67%となっています。

### 問 39 文化芸術振興に取り組むために必要な環境づくり



### 問 28 子どもの文化芸術の体験に期待する効果<sup>2</sup>



<sup>2</sup> 「子どもの文化芸術の体験について必要だと思いますか。」という設問に「必要である」と回答した 690 名を対象。

## (2) 団体意識調査（令和2年度）

「とよかわ文化芸術創造プラン」の次期計画の策定に向けて、豊川市内で活動している団体の文化活動についての実態や文化政策に対する意向を把握し、今後の文化政策の基礎資料とするため、団体意識調査を実施しました。

|      |                                |
|------|--------------------------------|
| 対象   | 豊川市内で文化芸術活動をしている団体 100 団体      |
| 方法   | 郵送による配布・回収                     |
| 期間   | 令和2年12月2日に配布し、12月18日を返信期限として回収 |
| 回収状況 | 有効回収数 91 票、有効回収率 91%           |
| 調査項目 | ○団体活動について ○団体について ○自由意見        |

### ①団体の活動について

「週1回程度」の活動を行っている団体が約29%で最も多く、次いで、「週2回以上」が約23%と多くっており、週1回以上活動を行っている団体が50%を超えています。

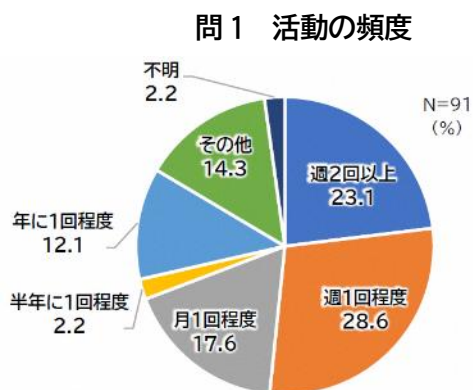
練習等の活動で利用する施設としては、「公民館・生涯学習会館」（生涯学習センター）が約22%、「桜ヶ丘ミュージアム」が約17%となっています。

団体の活動分野としては、音楽関連が全体の約40%を占めています。1年間の活動予算は、「10万円未満」が約37%で最も多く、70%近くの団体が50万円未満で活動しています。

### ②活動の課題・支援ニーズについて

コロナ禍前の団体の課題としては、「メンバーの高齢化」「新メンバーの確保」が約50%と多くはありますが、若い世代の担い手の増加・育成については、「特にしていない」が40%を超えています。また、コロナ禍前と現在の課題を比較すると、「メンバーのやる気」「活動成果の発表場所」「活動場所の確保」が増加しており、団員の精神面と活動場所に対する課題意識が高まっています。

行政に希望する支援としては、「活動場所の確保」が約45%と多くはあります。



### 問6 活動の課題

|                 | コロナ禍の前 |      | 現在 |      | 比較(%)  |
|-----------------|--------|------|----|------|--------|
|                 | 件数     | %    | 件数 | %    |        |
| 新メンバーの確保        | 45     | 49.5 | 51 | 56.0 | + 6.6  |
| 組織の強化           | 9      | 9.9  | 19 | 20.9 | + 11.0 |
| メンバーの高齢化        | 46     | 50.5 | 50 | 54.9 | + 4.4  |
| 活動内容のレベル向上      | 25     | 27.5 | 32 | 35.2 | + 7.7  |
| メンバーのやる気        | 7      | 7.7  | 29 | 31.9 | + 24.2 |
| 活動場所の確保         | 17     | 18.7 | 28 | 30.8 | + 12.1 |
| 活動成果の発表場所       | 16     | 17.6 | 28 | 30.8 | + 13.2 |
| 活動資金の確保         | 11     | 12.1 | 19 | 20.9 | + 8.8  |
| 活動に必要な器材や楽器等の確保 | 6      | 6.6  | 8  | 8.8  | + 2.2  |
| 知名度の向上          | 10     | 11.0 | 14 | 15.4 | + 4.4  |
| 情報発信手段の充実       | 4      | 4.4  | 11 | 12.1 | + 7.7  |
| 情報の入手方法         | 1      | 1.1  | 5  | 5.5  | + 4.4  |
| 他団体との連携         | 3      | 3.3  | 9  | 9.9  | + 6.6  |
| その他             | 0      | 0.0  | 1  | 1.1  | + 1.1  |
| 不明              | 20     | 22.0 | 11 | 12.1 | - 9.9  |



## 4. 文化芸術における課題

---

文化芸術の現状を整理した結果、本市の課題は下記5点と考えます。

### (1) 子どもに対する文化芸術に触れる機会の拡充

本市のこれからの時代を担う新たな文化芸術の担い手として、子どもたちが文化芸術に触れる機会を創出していくことが大切です。市民意識調査でも、子どもが文化芸術を体験できることを望む回答が多くなっています。

学校現場では、新たな学習指導要領で「探究」が求められており、科学・技術・工学・芸術・数学を取り入れた「STEAM教育\*」に代表されるように、探究に必要と言われる非認知能力の向上に文化芸術が果たす役割は大きいと考えられています。一方、国が新たに創設を進める地域文化倶楽部に見られるように、これからは学校だけでなく、地域と一体となって子どもたちへの文化芸術の取り組みを進めていくことが求められています。

### (2) 市民参加型の文化芸術の取り組みの拡充

本市では文化芸術を鑑賞、体験、活動する市民や団体がいる一方、文化芸術に触れていない市民も多いことが分かりました。しかし、文化芸術に関心がないだけでなく、文化芸術に触れたくても、年齢や性別、子どもや介護者の有無、障害の有無、国籍や貧困等によって触れることが出来ない市民も多いと考えられ、市民誰もが等しく文化芸術に触れる環境づくりを進めていくことが求められています。

また、本市では文化芸術の施策や取り組みに、市民の参加を促す仕組みとして、舞台公演実行委員会等の市民ボランティア組織が形成されてきました。このような市民参加の機会をこれからも拡充していくことが期待されています。

### (3) アーティストが活躍するまちづくりの発展

本市では桜ヶ丘ミュージアム等において、本市出身のアーティストの活動を支援したり、全国で活躍するアーティストの公演・発表を市民が鑑賞・体験できる機会を創出したりするなど、アーティストが活躍するまちづくりに取り組んできました。

市民が優れた文化芸術に触れるためには、これからも多様なアーティスト等が本市で活躍していくことが必要です。このため、本市の文化芸術の取り組みにアーティストを積極的に活用していくことや、本市で活躍するアーティストの横のネットワークづくりを通じて、プロ・アマ問わず相互に交流を深めていくことが求められています。

### (4) ウィズコロナ／ポストコロナ時代の文化芸術のあり方の検討

新型コロナウイルス感染症の感染拡大への対策として、オンラインでの鑑賞・体験が普及しました。これからはオンライン配信だけでなく、IoT\*やAI\*等の新たな技術を活用した文化芸術の発信等の取り組みが進むと考えられ、これらに対応していくとともに、文化施設での直接鑑賞や体験によって得られる感動体験を組み合わせていくことが求められています。

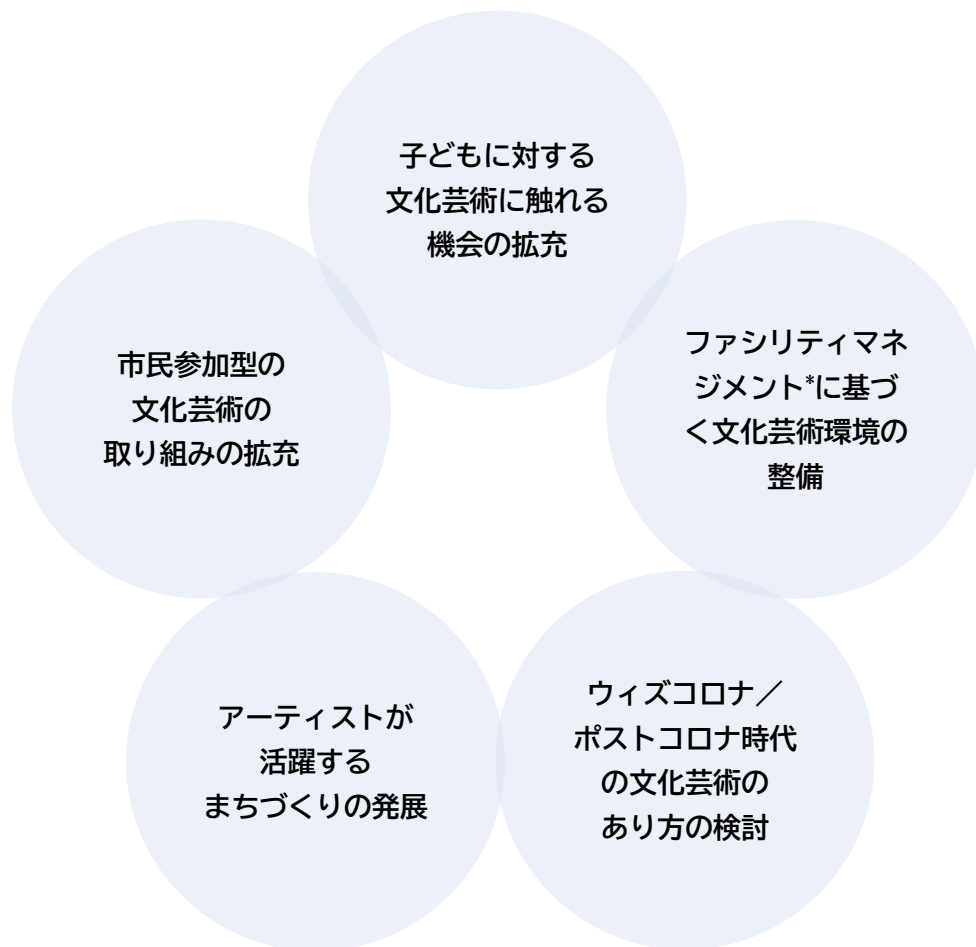
また今後、自然災害や疫病が発生した場合でも、市民生活の豊かさや安らぎに貢献する文化芸術を守っていくことや、次世代に継承していくことが期待されています。

(\* ) この用語については、35 ページ以降の用語解説をご覧ください。

### (5) ファシリティマネジメント\*に基づく文化芸術環境の整備

本市ではファシリティマネジメント\*に取り組んでおり、特に老朽化が進む文化会館については、新たな文化会館を整備していくことが示されています。これに伴い、既存の文化施設のあり方についても検討が進んでいます。

こうした既存・新規の文化施設について、ソフト・ハードの両面から、これからも本市で豊かな文化芸術を享受できる環境整備に取り組むことが求められています。また、各文化施設で行われる文化芸術公演だけでなく、民間商業施設や子育て施設・福祉施設、まちなか等、市民が安心して滞在できる場所で文化芸術を鑑賞・体験・発表できる機会を創出していくことも期待されています。



(\*) この用語については、35 ページ以降の用語解説をご覧ください。

## 第3章 文化芸術創造の方向性

### 1. 基本理念

#### ハートをつなぎアートで育む未来、とよかわ

本市は合併以降、市民一人ひとりがそれぞれのふるさととして誇りに思える豊川市となるために、文化芸術を心の栄養として様々な取り組みを進めてきました。

人口減少や少子高齢化の進展、新型コロナウイルス感染症の感染拡大、本市のファシリティマネジメント\*の取り組みなどにより、本市の文化芸術を取り巻く社会動向は変化していますが、これからも文化施設、人、そしてその活動の三要素を情報がつなぐというソフト基盤をつくるのが、文化政策として強く求められています。

このため、これからも未来への投資としてさらなる文化芸術の発展を目指すため、前プランから基本理念を引き継ぎ、「ハートをつなぎアートで育む未来、とよかわ」を基本理念として定めます。

### 2. 将来像

#### 文化芸術が身近にあふれ、

#### 市民が生き生きと心豊かに暮らしているまち

本プランの計画期間である10年が経過した後、「文化芸術が身近にあふれ、市民が生き生きと心豊かに暮らしているまち」の実現に取り組みます。

##### ●子どもの頃に文化芸術から受けた感動を忘れずにいる

子どもたちのまわりに文化芸術に触れる機会があふれ、鑑賞や体験を通じて感動や刺激を受けるとともに、多様な文化を受け入れる寛容さが身につき、生きる活力が育っています。

##### ●良質な文化芸術に触れる環境が整い、日常的に文化芸術を鑑賞・活動している

文化施設や民間施設、まちなか等において文化芸術の活動、発表が行われており、市民が日常的に文化芸術を鑑賞・活動し、文化芸術に触れることが当たり前になっています。

##### ●プロの役者や音楽家が生まれ、市民との多様な交流が行われている

本市で文化団体やアーティストが活動しており、文化芸術活動を職業とするアーティストを輩出しています。また、本市で公演を行い、市民が応援するとともに、子どもたちの文化芸術活動を指導し、次代の文化芸術の担い手が育っています。

##### ●子どもからお年寄りまで、コミュニティの中で生き生きと暮らしている

上記の将来像が実現することで、子どもからお年寄りまでが生き生きと暮らしています。

(\* ) この用語については、35ページ以降の用語解説をご覧ください。

### 3. 基本方針

基本理念に沿って、将来像を実現していくため、前プランを踏襲し、下記5つの基本方針で取り組んでいきます。

#### (1) そだてる



本市の市民誰もが文化芸術に触れる機会を創出し、文化芸術に親しむ市民を増やしていきます。特に次の時代を担う子どもに対しては、学校や地域との連携を通じて、文化芸術に触れる機会を拡充していきます。

また、アーティストと連携することで優れた文化芸術を鑑賞・体験できる機会を創出し、文化芸術を通じた刺激や感動に満ちあふれるまちを目指します。

#### (2) ささえる



文化芸術を支えるためには、市民ボランティアの存在が欠かせません。市民ボランティアを育み、活躍してもらう機会を創出します。

また、文化団体やアーティストの活動支援を通じて、多様な文化芸術活動が行われるまちを目指します。

このような取り組みの実現に向けて、文化施設を中心とした文化芸術環境を整備していきます。

#### (3) つなぐ



多様な分野の市民や団体、企業や学校と協力・連携し、文化芸術の社会的・経済的活用を他分野に活用していきます。

また、時代に対応した新たな技術を活用しながら、文化芸術の必要な情報を丁寧に収集・編集・発信していきます。

さらに、自然災害や疫病が発生しても、それらを乗り越えながら本市の文化芸術を継承していきます。

#### (4) つくりだす



本市出身のアーティストや地域資源を活用し、本市ならではの作品を創出していくことで、新たな地域文化や文化芸術の場をつくりだします。

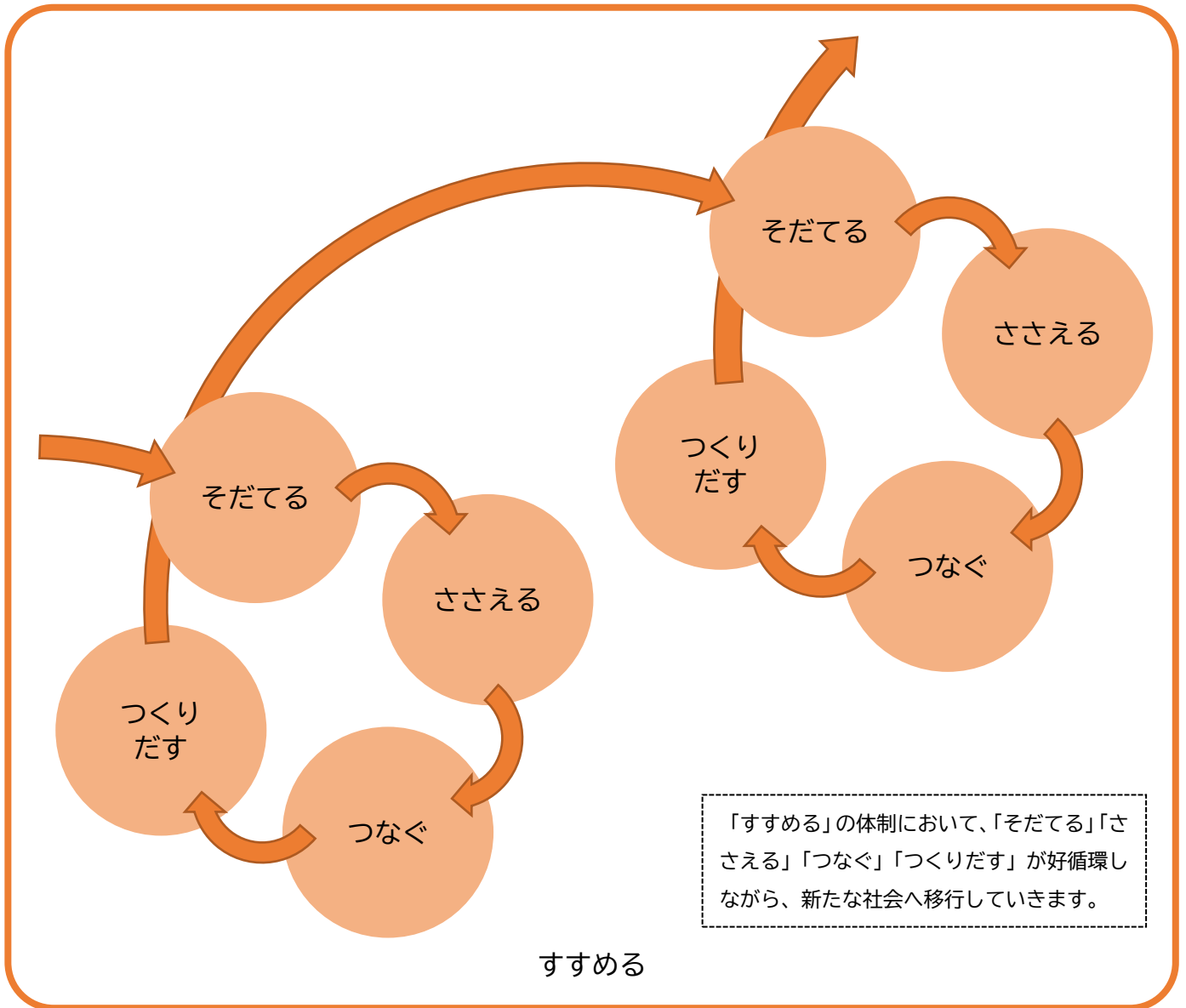
#### (5) すずめる



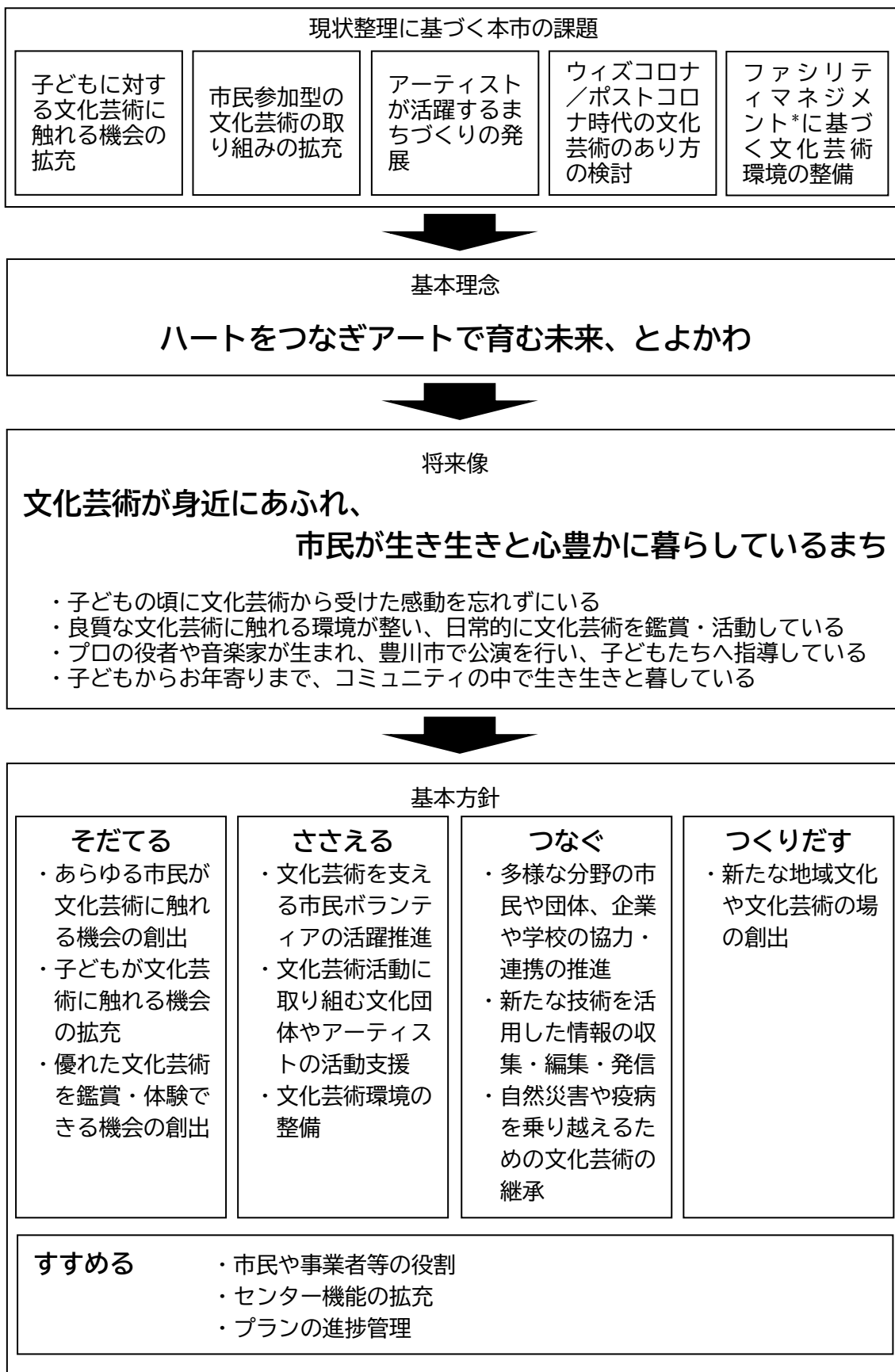
市民や事業者等がそれぞれの役割を担いながら、本市の文化芸術の推進に向けて取り組みます。特に市民参加や協働については、センター機能の拡充に取り組みます。

また、本プランの取り組みについて、適切に進捗管理を行っていきます。

# 基本方針の好循環



基本理念・将来像・基本方針・取り組みの全体像



(\*) この用語については、35 ページ以降の用語解説をご覧ください。

## 第4章 取り組み



### 1. そだてる

#### (1) あらゆる市民が文化芸術に触れる機会の創出

文化芸術に関心がない市民でも日常的に文化芸術に触れられるよう、文化施設だけでなく公共施設や民間施設、まちなかなどで文化芸術に触れる機会をつくります。また、文化芸術に関心を持った市民が多様なジャンル・内容の文化芸術を鑑賞・体験できる機会をつくります。

年齢や性別、子どもや介護者の有無、障害の有無、国籍、居住地等に関わらず、市民誰もが等しく文化芸術に触れられる環境づくりに努めます。

| 取り組みイメージ                                 | 内容  |
|--|---|
| あらゆる場所で文化芸術に触れる機会の創出                     | 文化施設や公共施設でのロビーコンサートや、商業施設における公演や作品展示の実施、まちなかでの公演等に取り組みます。                     |
| 多様なジャンル・内容の文化芸術を鑑賞・体験できる機会創出             | 舞台芸術をはじめ、音楽や美術、映画やアニメ、現代アートの他、地域の伝統文化・民族文化など、多様なジャンル・内容の文化芸術の公演・作品展示等に取り組みます。 |
| 年齢や性別、子どもや介護者の有無、障害の有無、国籍、居住地等を考慮した環境づくり | 文化施設や作品へのアクセス向上やバリアフリー化の推進、乳幼児も参加しやすい公演や、多言語化の推進など、市民誰もが鑑賞・体験できる環境を整えます。      |

#### (2) 子どもが文化芸術に触れる機会の拡充

小学校・中学校・高校における授業やクラブ活動、アウトリーチ\*活動について、学校と地域が連携した文化芸術活動を展開します。また、子どもたちの文化芸術活動について、文化団体やアーティストが指導等を行う機会を支援します。

また、乳幼児と一緒に参加できるコンサートの開催や、幼稚園・保育園での文化芸術活動等を通じて、文化芸術に小さい頃から触れることでその後の成長につなげていきます。

| 取り組みイメージ            | 内容  |
|---------------------|---|
| 学校や地域と連携した文化芸術活動の展開 | 授業やクラブ活動、放課後子ども教室や、文化施設と連携したアウトリーチ*活動について、学校と地域が連携した活動の強化を進めます。     |
| 子どもたちの文化芸術活動の支援     | 子どもたちのクラブ活動や地域での文化芸術活動について、文化団体やアーティストが指導を行う機会創出に努めます。              |
| 乳幼児や未就学児を対象とした取り組み  | 乳幼児と一緒に参加できるコンサートの開催や、幼稚園・保育園におけるアウトリーチ*活動等、文化芸術に小さい頃から触れる機会をつくります。 |

(\*) この用語については、35 ページ以降の用語解説をご覧ください。

### (3) 優れた文化芸術を鑑賞・体験できる機会の創出

市民がプロのアーティストの公演や作品展示を直接鑑賞することで、感動や刺激を受け、生き生きと暮らし、働き、活動する市民の増加につなげていきます。

| 取り組みイメージ                   | 内容   |
|----------------------------|--|
| アーティストと連携した、文化芸術鑑賞・体験機会の創出 | 市内在住のアーティストとの連携や、市外で活躍する新進アーティストとの連携を進め、本市における公演や作品展示等の活動につなげます。 |

#### 【コラム】0歳からの本格クラシックの開催

赤ちゃんや、小さなお子さんと本格的なクラシックの音楽を楽しめるコンサートを開催しました。サクソ、ピアノ、クラリネットといった楽器と、お話を交えたプログラムとし、お母さん、お父さんが聞いたことのある曲構成としています。

ベビーカーに乗ったままの入場や、カーペットに座ってくつろぎながら参加できる工夫にも取り組みました。





## 2. ささえる



### (1) 文化芸術を支える市民ボランティアの活躍推進

本市の文化芸術の取り組みに参加する市民増加につなげていくため、アートマネジメント\*等の各種講座等を開催することで、市民ボランティアを育成するとともに、文化施設における公演・作品展示等の企画や運営において、市民ボランティアが活動できる機会づくりに努めます。

また、舞台公演実行委員会等、市民ボランティアがお互いにつながり、情報交換や新たな活動を展開できる組織づくりに取り組みます。

| 取り組みイメージ            | 内容   |
|---------------------|--|
| 市民ボランティアの育成         | アートマネジメント*や広報等、文化芸術活動を企画・運営するために必要な知識を身に付ける講座等を開催します。                            |
| 市民ボランティアの活躍の場づくりの推進 | 各文化施設における市民ボランティアの登録を促進するとともに、公演や作品展示の企画や運営への市民ボランティアの参加促進に取り組みます。               |
| 市民ボランティアの組織づくりの強化   | 舞台公演実行委員会等、各文化施設で活動する市民ボランティアのネットワークづくりやその強化に努め、市民ボランティアの相互交流やボランティア活動の推進につなげます。 |

### (2) 文化芸術活動に取り組む文化団体やアーティストの活動支援

本市で活動する文化団体やアーティストの活動について、資金だけでなく人や情報等の多様な支援に取り組みます。また、本市が取り組む文化芸術の取り組みについて、市内で活動する文化団体やアーティストの活用を進める等、本市で文化団体・アーティストが活動しやすい環境づくりに努めます。

文化団体やアーティストのネットワークづくりに取り組み、相互に情報交換や新たな活動展開を後押しします。

| 取り組みイメージ                | 内容   |
|-------------------------|--|
| 文化団体・アーティストの活動支援        | 資金面での活動支援だけでなく、活動への相談・助言や必要な情報の提供、活動・発表場所の利活用に係る支援、広報活動支援等、多様な活動支援に取り組みます。 |
| 文化団体・アーティストの活動しやすい環境づくり | 文化芸術の取り組みへの文化団体・アーティストのマッチング等に取り組み、文化団体やアーティストが本市で活動する機会の増加に努めます。          |
| 文化団体・アーティストのネットワーク構築    | 本市で活動する文化団体やアーティストのデータベース構築に取り組むとともに、相互のネットワーク形成に取り組みます。                   |

(\*) この用語については、35 ページ以降の用語解説をご覧ください。

### (3) 文化芸術環境の整備

市内の各文化施設において、利用者に対する接遇向上に努めるだけでなく、利用時間や利用内容等について、柔軟に対応できる方法を検討します。また、施設や設備の老朽化が進む中、本市のファシリティマネジメント\*を踏まえながら、必要な改修や修繕等に取り組みます。

近年、文化芸術活動を行う場所が文化施設からそれ以外の公共施設や商業施設、まちなか等へと広がっていることから、こうした施設間の連携に取り組み、市全体で文化芸術活動が行われる環境づくりに取り組みます。

| 取り組みイメージ                  | 内容   |
|---------------------------|--|
| 文化施設の柔軟な運営や利用方法の検討        | 利用者に対する接遇向上に努めるだけでなく、利用時間や利用内容等について、柔軟に対応できる方法を検討します。  |
| 施設・設備の改修や修繕の検討            | 本市のファシリティマネジメント*を踏まえながら、必要な改修や修繕等に取り組みます。  |
| 文化施設とそれ以外の公共施設、民間施設等の連携促進 | 文化施設間だけでなく、文化施設以外の公共施設や商業施設、まちなか等の連携を促進し、市全体で文化芸術活動が行われる環境づくりに取り組みます。                              |
| 文化施設のさらなる活用に向けた検討         | 桜ヶ丘ミュージアムが、公開承認施設*として、文化庁から承認され、国宝・重要文化財等を公開するにふさわしい施設となることを目指した取り組みを推進する等、文化施設のさらなる活用方法を検討していきます。 |

#### 【コラム】舞台公演実行委員会の取り組み

豊川市内での舞台公演の企画・運営や、豊川市主催の舞台公演を手伝うボランティアグループとして結成されました。毎月2回、豊川市文化会館の会議室等で定例会を実施しながら、ロビーコンサートやテーブルシアター等を開催しています。



#### 【コラム】文化のまちづくり委員会の取り組み

本市では、平成元年に文化の薫り高いまちづくりをめざし、市民の自由で創造的な文化活動の展開を図るため、「文化のまちづくり委員会」を設置しました。

自主企画事業、自費出版物・文化事業への助成、ロビーコンサート、公共施設への掲額美術作品の貸出などの事業を行なっています。



(\*) この用語については、35 ページ以降の用語解説をご覧ください。



### (1) 多様な分野の市民や団体、企業や学校の協力・連携の推進

市内の小学校・中学校・高校や、本市周辺の大学、また本市に立地する企業と、文化芸術活動に関する支援や取り組み実施における連携を促進します。

また、子育てや福祉、観光や産業など、多様な分野での文化芸術を活かした取り組みを進めるため、各分野で活動する市民・団体との連携を促進するとともに、行政内部における部署間を超えた連携を進めます。

| 取り組みイメージ             | 内容   |
|----------------------|--|
| 学校や企業との連携            | 市内の小学校・中学校・高校や、本市周辺の大学、また本市に立地する企業と、文化芸術活動に関する支援や取り組み実施における連携を促進します。 |
| 多様な分野で活動する市民・団体の連携   | 子育てや福祉、観光や産業など、多様な分野での文化芸術を活かした取り組みを進めるため、各分野で活動する市民・団体との連携を促進します。   |
| 行政内部における部署間を超えた連携の促進 | 子育てや福祉、観光や産業など、多様な分野での文化芸術を活かした取り組みを進めるため、行政内部における部署間を超えた連携を促進します。   |

### (2) 新たな技術を活用した情報の収集・編集・発信

市内で開催される文化芸術の取り組み情報を収集する仕組みづくりに努めるとともに、年齢層等、ターゲット別に求められる情報媒体等による丁寧な情報発信に取り組みます。

文化芸術のオンライン配信に取り組み市民や文化団体等の活動を支援するため、必要な知識の提供や、配信機材等に関する相談・助言等に取り組みます。

IoT\*や AI\*等の新たな技術が今後も急速に発展することが想定されることから、新たな技術を活用した文化芸術のあり方を検討し、必要な支援に取り組みます。

| 取り組みイメージ                       | 内容  |
|--------------------------------|---|
| 情報の収集、ターゲット別の多様な発信             | 市内で開催される文化芸術の取り組み情報を収集する仕組みづくりに努めるとともに、年齢層等、ターゲット別に求められる情報媒体等による丁寧な情報発信に取り組みます。 |
| オンライン配信等の支援                    | 文化芸術のオンライン配信に取り組み市民や文化団体等の活動を支援するため、必要な知識の提供や、配信機材等に関する相談・助言等に取り組みます。           |
| IoT*・AI*等の新たな技術を活用した文化芸術のあり方検討 | IoT*や AI*等の新たな技術が今後も急速に発展することが想定されることから、新たな技術を活用した文化芸術のあり方を検討し、必要な支援に取り組みます。    |

(\*) この用語については、35 ページ以降の用語解説をご覧ください。

### (3) 自然災害や疫病を乗り越えるための文化芸術の継承

本市で取り組まれている芸術や伝統文化・民俗芸能等の文化芸術活動について、次世代へ継承していくための活動支援に取り組めます。

自然災害や疫病等が発生した際に、市民の精神的な不安を払拭し、生きる力を喚起する文化芸術活動の支援に取り組めます。

| 取り組みイメージ                | 内容  |
|-------------------------|---|
| 文化芸術の継承支援               | 本市で取り組まれている芸術や伝統文化・民俗芸能等の文化芸術活動について、次世代へ継承していくための活動支援に取り組めます。 |
| 災害時に市民生活を豊かにする文化芸術活動の支援 | 自然災害や疫病等が発生した際に、市民の精神的な不安を払拭し、生きる力を喚起する文化芸術活動の支援に取り組めます。      |

#### 【コラム】桜ヶ丘ミュージアムにおける SNS\*の活用

桜ヶ丘ミュージアムでは、広報手段のひとつとして、SNS\*を活用した情報発信に取り組んでいます。

桜ヶ丘ミュージアム公式 Twitter では、イベント情報のほか企画展の見どころや写真スポット、空いている時間などを随時更新し、お届けしています。

豊川市桜ヶ丘ミュージアム  
@toyokawa\_museum

大岡展のフォトスポットの紹介です(\*~\*)  
お白州の背景「紗綾文」をバックに記念写真を撮りませんか? ✨

#大岡越前展 #豊川市 #大岡越前 #紗綾形 #お白州 #記念写真



(\*) この用語については、35 ページ以降の用語解説をご覧ください。

## 4. つくりだす



### (1) 新たな地域文化や文化芸術の場の創出

市内の歴史的建造物等におけるコンサートや舞台芸術、伝統芸能などの公演等の開催に取り組みます。また、市内におけるアーティストの今後の活動展開につなげるため、文化施設での公演や作品展示等の活動支援に取り組みます。

本市等で開催される東三河演劇フェスティバル等、本市ならではの地域資源活用やテーマ設定による新たな作品の創造支援に取り組みます。

| 取り組みイメージ             | 内容  |
|----------------------|---|
| 地域資源を活用した文化芸術活動の展開   | 市内の歴史的建造物等におけるコンサートや舞台芸術、伝統芸能などの公演等の開催に取り組みます。                  |
| 市内におけるアーティストの創造活動の支援 | 市内におけるアーティストの今後の活動展開につなげるため、文化施設での公演や作品展示等の活動支援に取り組みます。         |
| 本市ならではの文化芸術作品の創造支援   | 本市等で開催される東三河演劇フェスティバル等、本市ならではの地域資源活用やテーマ設定による新たな作品の創造支援に取り組みます。 |

### 【コラム】東三河演劇フェスティバルの開催

東三河で市民を中心とした演劇活動の活性化と振興を目指して、地元劇団および有志の参加を募り、この演劇祭から地域の新しい創造と、その担い手を育てることを目的として、平成22年から始まりました。

地元劇団を中心とした舞台公演だけでなくとどまらず、ワークショップ\*や体験講座も実施しています。



(\*) この用語については、35 ページ以降の用語解説をご覧ください。

## 5. すすめる



### (1) 市民や事業者等の役割

本プランを実行し、実りあるものとしていくためには、多様な立場の人たちが、それぞれの役割を担っていくことが必要です。行政だけで推進するのではなく、互いに補い合う関係を維持することが重要です。

#### ①行政（市）

市は、文化施設の維持管理や各種事業の企画運営、市職員の人材育成、財源の確保に取り組むとともに、本市で文化芸術活動を行う市民や団体に対して、事業費助成や活動場所の提供などを柔軟な発想で取り組みます。

また、行政内部の他部門との連携や、行政外部の企業・学校等との連携について、行政組織を横断的に活用する発想や、広域展開を探りながら取り組みます。

#### ②NPO・ボランティア団体

文化芸術の振興を目的として、地域の中で、積極的かつ多種多様な文化事業を実施することが求められます。また、行政との連携・協働により、文化芸術への市民の意識の高揚を図ることも求められます。

さらに、地域の伝統を支え、伝えることにおいても、重要な役割を果たすことが求められます。

#### ③アーティスト（芸術家）

文化芸術の担い手として、アーティスト自身のパフォーマンスを実施するとともに、市民や団体の文化事業へのアドバイス、普及など多岐にわたる活動を担うことを期待します。

#### ④企業

本市に立地する企業がメセナ\*として行う支援や、自らが主体となる事業の展開が求められます。

#### ⑤学校

本市の小学校・中学校・高校や、本市周辺の大学と連携することで、子どもへの文化芸術に触れる機会の提供に努めるとともに、大学が有する高度な専門知識や技術を活用したまちづくりの展開等が求められます。

#### ⑥市民

市民一人ひとりが文化芸術を楽しみ親しむことを期待します。また、日頃、文化情報への目配りを心がけることなどにより、文化芸術の担い手となることを期待します。

(\*）この用語については、35 ページ以降の用語解説をご覧ください。

## (2) センター機能の拡充

### ①これまでの経緯

本プランの推進に向けて、本市の文化芸術の中核となるセンター機能を拡充していくことが大切です。

本市ではこれまで、市民ボランティアにより結成された舞台公演実行委員会を中心に、市民参加型の自主事業の企画・運営に取り組んできました。また、文化のまちづくり委員会では、市民の文化芸術に係るまちづくり活動に助成をしてきました。さらに、文化芸術の各分野の市民団体から結成された公益社団法人豊川文化協会は、秋の芸術祭を開催する等の取り組みを進めてきました。

この他、桜ヶ丘ミュージアムでは学芸員と市民ボランティアの協働により、市民が参加しやすい企画展を開催してきました。また、音羽文化ホール、御津文化会館、小坂井文化会館でも市民ボランティアによるロビーコンサートを開催してきました。

### ②センター機能に必要な5つの機能

今後も市民が本市の文化芸術に参加・協働する仕組みとして、センター機能を拡充していくことが期待されます。このためには、これまでの本市での取り組みを踏まえ、下記5つの機能を強化していくことが大切と考えます。

#### ●交流・連携機能

本市で文化芸術活動に取り組む市民や文化団体、アーティストや企業等が有機的に連携し、情報交換やネットワーク構築につなげていくための交流機会を創出すること

#### ●人材育成機能

文化芸術の企画運営等に参加するために必要な知識の習得につながる講座開催等、人材育成の機会を創出すること

#### ●企画・運営機能

各文化施設等で実施される文化事業について、市民が主体的に企画・運営を行う事業を創出すること

#### ●情報発信機能

市民の年齢層の特徴に合わせて、多様な文化芸術情報を紙媒体やインターネット、SNS\*等できめ細やかに情報発信していくこと

#### ●助成機能

市内で活躍する文化団体やアーティスト等に対して、必要な資金を調達・助成すること

(\* ) この用語については、35 ページ以降の用語解説をご覧ください。

### ③センター機能の実現に向けた4つの課題

これら5つの機能の拡充を検討する一方、これまでの取り組みから、下記4つの課題も見えています。

#### ●人材（文化コーディネーター）

センター機能を恒常的な仕組みにしていくためには、センター機能に専従的に取り組む人材（文化コーディネーター）が必要です。また、文化芸術の企画・運営機能など、必要な機能について市民を牽引するとともに、文化団体と他分野の市民団体・企業等を連携させていくことが求められます。

#### ●場所（拠点）

センター機能を拡充するために、上記の「人材」が常駐し、いつでも相談でき、様々な活動を行える拠点をつくるのが大切です。本市ではファシリティマネジメント\*の中で、新たな文化会館を整備することが予定されており、これらと調和を図りながら取り組むことが求められます。

#### ●資金

センター機能を専従的に取り組む人を雇用する人件費の他、5つの機能に取り組むための資金の確保が必要です。資金の確保のためには、本市予算を獲得するだけでなく、国や自治体・文化財団等の補助金及び交付金の獲得、寄付金や（企業版）ふるさと納税制度の活用、会費制の導入等、多様な資金調達を検討していくことが求められます。

#### ●情報

本市の文化芸術に対して、市民の積極的な参加・協働を求めるためには、必要な情報を分かりやすく市民に伝え、常に協力を求めていくのが大切です。センター機能として取り組んできた活動を適切に評価していくことも求められます。

(\*）この用語については、35ページ以降の用語解説をご覧ください。



#### ④センター機能の拡充に向けた進め方

上述で整理した4つの課題を解消しながら、5つの機能を強化していくために、本プランの計画期間を短期・中期・長期の3つの段階に分け、徐々にセンター機能の拡充に取り組みます。

##### ●短期

行政や学識経験者、文化団体、関係者等が集まり、センター機能の拡充に求められる機能や、課題の解消方法を検討していきます。

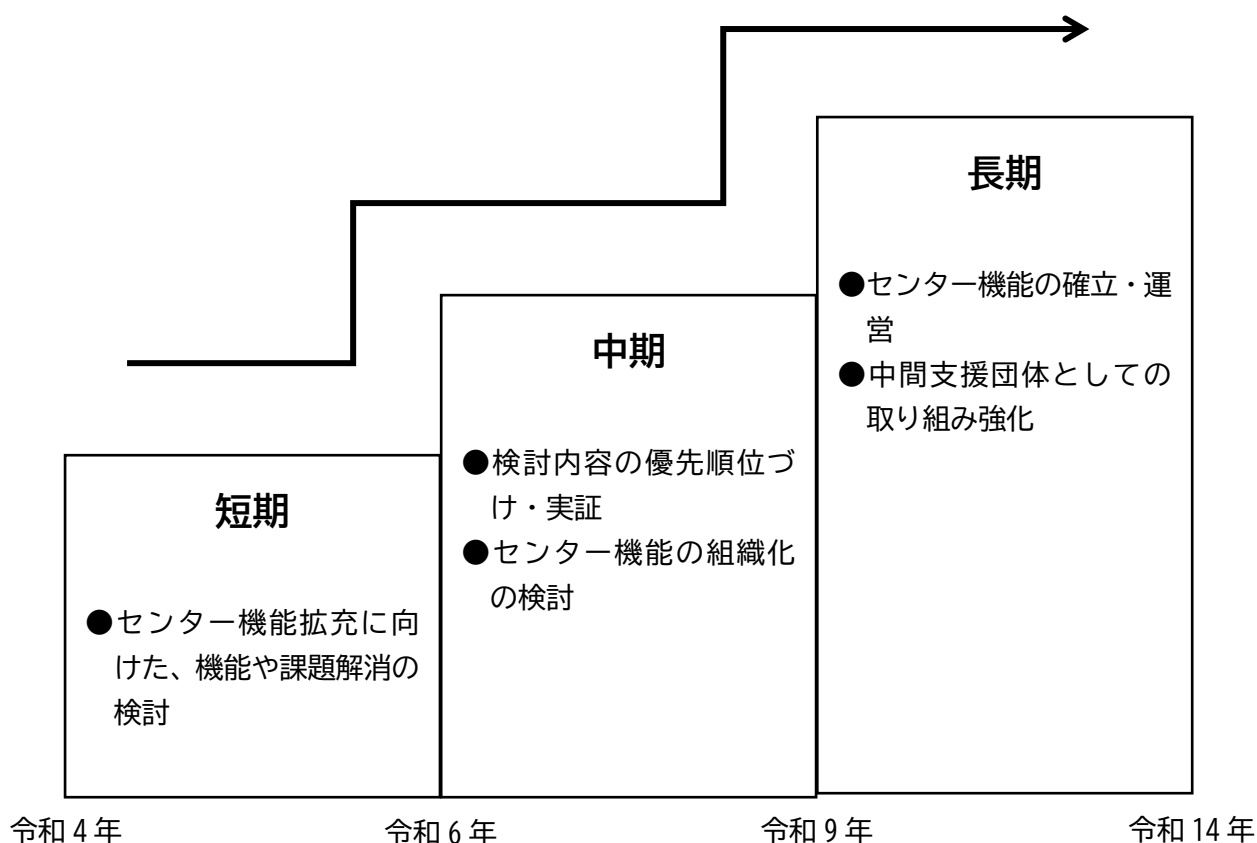
##### ●中期

短期で検討した内容について、優先順位をつけ、実証していきます。また、センター機能の組織化を検討します。

##### ●長期

短期・中期に検討したセンター機能を確立し、運営に努めます。本市の文化芸術を推進する中間支援団体として取り組みを強化していきます。

センター機能の拡充に向けた進め方のイメージ



### (3) プランの進捗管理

#### ①進捗管理の取り組み

本プランの進捗管理については、適切な仕組みと基準をつくり、評価を実施します。  
また、概ね5年の経過をめぐり、必要に応じて見直しを行います。

#### ②数値指標

本プランの事業検証にあたり、第6次豊川市総合計画に記載された数値指標を採用し、検証します。

| 目標指標                   | 内容  | 実績値                 | 目標値（中間）            |
|------------------------|---|---------------------|--------------------|
| 「文化芸術の振興」<br>市民満足度     | 市民意識調査の「文化芸術の振興」に関する満足の程度の問題について、「満足」「まあ満足」と答えた人の割合     | 37.1%<br>(平成27年)    | 50.0%<br>(令和7年)    |
| 文化・芸術的な活動<br>をしている人の割合 | 市民意識調査で「文化・芸術的な活動（音楽、絵画、演劇、ダンスなどの鑑賞および活動）」をしていると答えた人の割合 | 13.1%<br>(平成27年)    | 20.0%<br>(令和7年)    |
| 文化施設の利用者数              | 文化会館、音羽文化ホール、御津文化会館、小坂井文化会館、桜ヶ丘ミュージアムの年間延べ利用者数          | 341,704人<br>(平成26年) | 440,000人<br>(令和6年) |

## 第5章 資料編

### 1. とよかわ文化芸術創造プラン策定委員会設置要綱

---

#### (設置)

第1条 豊川市の文化振興の指針に関する計画である「とよかわ文化芸術創造プラン（以下「プラン」という。）」の策定に必要な事項の調査等のため、とよかわ文化芸術創造プラン策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

#### (所掌事務)

第2条 委員会は、市長からの諮問に応じ、プラン及びこれに関連する計画の策定に必要な事項について、調査、検討及び審議を行う。

#### (組織)

第3条 委員会は、委員10名以内で組織する。

2 委員は、市長が学識経験者又は公募の市民のうちから委嘱する。

#### (任期)

第4条 委員の任期は委嘱の日から令和4年3月31日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置く。

2 委員長は、委員の互選により選出し、副委員長は委員長が定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第6条 会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### (作業部会)

第7条 委員会に、文化振興の推進に関する調査研究等をさせるため、作業部会を置く。

2 作業部会は、別表に定める部会員で構成する。

3 作業部会に部会長を置き、市民部文化振興課長をもって充てる。

4 部会長は、作業部会の事務を掌理し、作業部会の経過及び結果を委員長に報告するものとする。

#### (意見等の聴取)

第8条 委員会及び作業部会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席さ

せ、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、豊川市市民部文化振興課において処理するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和3年10月20日から施行する。

別表（第7条関係）

とよかわ文化芸術創造プラン作業部会

| 役 職   | 部 名            | 課 名     | 職 名                     |
|-------|----------------|---------|-------------------------|
| 部会長   | 市民部            | 文化振興課   | 課長                      |
| 部会員   | 企画部            | 企画政策課   | 課長補佐・係長級のうち<br>会長が指名する者 |
|       | 総務部            | 財産管理課   |                         |
|       | 福祉部            | 福祉課     |                         |
|       |                | 介護高齢課   |                         |
|       | 子ども健康部         | 子育て支援課  |                         |
|       |                | 保健センター  |                         |
|       | 市民部            | 市民協働国際課 |                         |
|       | 産業環境部          | 商工観光課   |                         |
|       |                | 農務課     |                         |
|       | 教育委員会          | 学校教育課   |                         |
| 生涯学習課 |                |         |                         |
|       | その他部会長が必要と認める課 |         |                         |

## 2. とよかわ文化芸術創造プラン策定委員会委員名簿

(敬称略)

| 氏名     | 所属等                                   |
|--------|---------------------------------------|
| 清水 裕之  | 名古屋大学 名誉教授<br>豊川市文化振興プラン策定委員会委員長（前計画） |
| 林 健次郎  | 愛知県芸術劇場 広報・マーケティング部長<br>名古屋芸術大学 客員教授  |
| 吉野 さつき | 愛知大学文学部現代文化コースメディア芸術専攻 教授             |
| 石黒 貴也  | 豊川市文化のまちづくり委員会委員長                     |
| 宮嶋 政穂  | 作家<br>桜ヶ丘ミュージアム協議会副会長                 |
| 平松 隆之  | とよかわ舞台公演実行委員会メンバー                     |
| 井川 愛   | ヴァイオリン奏者<br>せせらぎたいむボランティア             |
| 小田 純子  | 歌舞伎舞踊さつき流<br>桜ヶ丘ミュージアム協議会委員           |
| 小沼 麻衣子 | 市民公募                                  |

### 3. 用語解説

| 用語           | 解説   | 頁番号   |
|--------------|--|---|
| 【アルファベット】    |  |   |
| AI           | 人工知能と呼ばれ、一意に定義が決まっている訳ではないが、一般的には「人が実現するさまざまな知覚や知性を人工的に再現するもの」「人間の脳のようなものを持ったコンピュータ」という意味合いで理解されている。   | 14 頁、24 頁                                     |
| IoT          | モノのインターネットと呼ばれ、従来インターネットに接続されていなかった様々なモノが、インターネットを通じて接続され、相互に情報交換をする仕組みのこと。  | 14 頁、24 頁                                     |
| SNS          | ソーシャル・ネットワーキング・サービスと呼ばれ、スマートフォンやパソコンなどを使って、インターネット上で社会的な交流を行うためのサービスのこと。   | 8 頁、10 頁<br>25 頁、28 頁                         |
| STEAM 教育     | 科学・技術・工学・芸術・数学の 5 つの英単語の頭文字を組み合わせた造語のこと。分野横断的な学びの中で、体験を通じてさまざまな課題を見つけ、創造的な発想で問題解決を創造、実現していくための手段を身につけることができると言われている。                           | 14 頁  |
| 【あ行】         |  |   |
| アートマネジメント    | 芸術を社会と結び普及させること、それによって地域の文化を向上させ、人々の心豊で創造的な活動を活性化しようとする事。  | 10 頁、22 頁                                     |
| アウトリーチ       | アウトリーチとは、本来、手を伸ばす、手を差し伸べる、といった意味であるが、文化芸術活動の場合には、芸術に接する機会や関心がない人に対し、興味を持っていただくためにアーティストが様々な場所に出向き、演奏や表現活動等を行うことをいう。                            | 8 頁、9 頁<br>10 頁、20 頁                          |
| 【か行】         |  |   |
| 公開承認施設       | 国宝、重要文化財等の公開にふさわしい施設として、文化庁長官から承認された施設   | 23 頁  |
| 【は行】         |  |   |
| ファシリティマネジメント | 土地・建物・設備といったファシリティを対象として、経営的な設備投資や管理運営を行うことにより、施設に係る経費の最小化や施設効用の最大化を図る経営管理の手法。保有する個別の施設の情報を統一的に把握し、全体での維持経費を平準化しながら経年の劣化に計画的に対応するような管理手法もその一部。 | 1 頁、3 頁<br>8 頁、15 頁<br>16 頁、19 頁<br>23 頁、29 頁 |
| フランチャイズ契約    | ここでいうフランチャイズ契約とはいわゆる活動拠点のことで、流通業界でいうフランチャイズ契約とは異なる。具体的には、市民に優れた芸術文化に触れる機会を創出するために、ホールなどを拠点としてさまざまな芸術活動を行うこと。                                   | 9 頁   |

| 用語      | 解説   | 頁番号      |
|---------|--|----------|
| 【ま行】    |  |          |
| メセナ     | 文化芸術活動に対する企業の支援のこと。一般的には、企業名などを冠した音楽会や美術展などを開催して直接的に支援する方法と、支援のための財団などを設立したうえで行う形態とがある。ただし、ここでは支援活動を広く捉え、企業が行う協賛支援全体を指す。 | 27 頁     |
| 【わ行】    |  |          |
| ワークショップ | ここでいうワークショップとは、音楽や演劇、美術などを扱い、市民が参加する体験型の講座のこと。講義を聴くスタイルでなく、専門家の指導のもと参加者自らが体験しながら作品政策などを通して芸術活動を学ぶ活動をいう。                  | 9 頁、26 頁 |